

**試行運用
市役所窓口の受付時間を変更します**

●期日 令和8年1月5日(月)から

●対象施設 本庁舎、湯津上支所、黒羽支所

※休日における当直業務の受付時間(8:30～17:00)の変更はありません。

※電話受付時間(8:30～17:15)の変更はありません。

問総務課 本6階
TEL 0287-23-8702



延長窓口



コンビニ交付



オンライン申請

窓口受付時間

9:00～16:30

出入口開閉時間

8:30～16:30

火災予防用絵画審査結果

問大田原市防火管理協会事務局(大田原消防署内)
TEL 0287-28-5100

市防火管理協会では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚、普及啓発を目的に市内各小中学校の小学校5年生～中学校2年生までの4学年から火災予防用絵画を募集しました。応募総数61点を審査した結果、以下の8名の方が入賞されました。(敬称略)

【小学校5年生の部】

- ▶最優秀賞 手塚 美稀(親園小学校)
- ▶優秀賞 小河原 佑太(両郷中央小学校)

【小学校6年生の部】

- ▶最優秀賞 村上 優華(薄葉小学校)
- ▶優秀賞 吉成 心希(薄葉小学校)

【中学校1年生の部】

- ▶最優秀賞 床井 琴音(野崎中学校)
- ▶優秀賞 白井 梨乃(金田北中学校)

【中学校2年生の部】

- ▶最優秀賞 大島 早稀(金田北中学校)
- ▶優秀賞 福田 巴香(野崎中学校)



手塚 美稀さん(親園小5年)

**令和8年度
会計年度任用職員の募集**



問申総務課 本6階
TEL 0287-23-8702

会計年度任用職員とは、一会计年度(4月1日～翌年3月31日)を超えない範囲内で任用される非常勤の公務員です。市は令和8年度の会計年度任用職員を募集します。

●受付期間 11月4日(火)～12月1日(月)

●申込方法 任用を希望される方は、会計年度任用職員

登録票を提出していただく必要があります。従来の書類選考・面接に加え、一部の職種を対象に簡易的な事務適正検査を実施いたします。

※詳細は、市HPをご覧ください。

※今回の募集に関わらず、会計年度任用職員の登録は随時受け付けています。

●提出方法 市HPからオンライン申請または郵送で提出

※郵送で提出する場合は封筒の表面に「会計年度任用職員応募」と朱書きしてください。12月1日(月)までの消印有効です。

大田原市はたちの集い(成人式)



問申生涯学習課 本4階
TEL 0287-23-2005

20歳の方を対象に、大田原市はたちの集いを開催します。

●日時 令和8年1月3日(土) 10:00から ●場所 那須野が原ハーモニーホール

●対象者 平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方で、大田原市はたちの集いに参加を希望する方

※令和7年11月1日現在市内に住民登録のある方には、11月中旬に案内状を郵送します。

▶市内に住民登録のない方
ではたちの集いに参加を
希望される方



12月1日(月)までに、生涯学習課へ直接電話、または応募フォームからお申し込みください。

▶地区別集合写真の撮影
のご案内



市外中学校の卒業生や特別支援学校などの卒業生で地区別の集合写真に参加されない方は、希望者に対して撮影を行います。撮影を希望される方は、12月12日(金)までに、生涯学習課へ直接電話、または撮影用回答フォームからお申し込みください。

令和6年度決算に基づく 大田原市財政の「健全化判断比率」の公表

問財政課 本6階
TEL 0287-23-8797

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指標として、「健全化判断比率等」を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告や住民に公表することが義務付けられています。今回は、令和6年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

●令和6年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

(単位：%)

区分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	令和6年度の結果
実質赤字比率 一般会計などにおいて、歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率。 財政運営の悪化の度合い を示すもの。	—	—	12.52	20.0		歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため、算定されませんでした。
連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字)の標準財政規模に対する比率。 市全体の財政運営の悪化の度合い を示すもの。	—	—	17.52	30.0		
実質公債費比率 一般会計などにおける公債費(借入金の返済)などの標準財政規模に対する比率(過去3か年の平均)。 公債費への財政負担と資金繰りの程度 を示すもの。	7.0	6.7	25.0	35.0		単年度の比率は減少したものの、今年度の比率として用いる3か年平均は上昇しました。
将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高など)の標準財政規模に対する比率。 将来財政を圧迫する可能性の度合い を示すもの。	23.5	21.0	350.0			地方債現在高に係る普通交付税算入見込額が減少したことなどにより、前年度に比べ比率は上昇しました。
資金不足比率 上水道・下水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率。 経営状態の悪化の度合い を示すもの。	—	—			20.0	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため、算定されませんでした。

※標準財政規模：地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税など)の標準的な大きさを示す指標。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字や資金不足ではないため、「—」で表示しています。

●対象となる会計

地方公共団体には、議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上されている「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う「特別会計」があります。健全化判断比率の算定は、特別地方公共団体である須賀川財産区を除く**すべて**の会計を対象としています。

さらに、那須地区広域行政事務組合、那須地区消防組合など、市が負担金や補助金を支出している団体なども比率算定の対象となります。

●健全化判断区分および取り組み

判断区分	取り組み
健全段階	①指標の公表 ②健全な財政運営の維持
早期健全化段階	①財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②上記計画の実施状況を議会へ報告、公表 ③早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県から勧告がある
財政再生段階	①財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②公共事業の財源としての地方債(借入金)を起こすことが制限されることがある ③当該計画を推進するための特別な地方債を起こすことが可能となる ④財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県から勧告がある

●今後の財政運営

健全化判断比率から判断される本市の令和6年度末の財政状況は、法律の定める「早期健全化基準」を下回っているものの、令和7年度は、歳入の大部分を占める市税については、世界経済の減速などの下振れリスクも懸念され、伸び悩む可能性があります。一方、歳出については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の老朽化対策および子育て支援や各種福祉関係に係る社会保障関係経費の増加が見込まれております。

これらの状況を踏まえ、財政の健全性に常に配慮しつつ、徹底した歳入確保と歳出削減に取り組み、将来にわたり持続可能な財政運営に努めてまいります。